

第1回

嘉麻市学校施設整備審議会

資料

平成30年7月5日（木）

審議会の設置目的

嘉麻市学校施設整備審議会条例

(設置)

第1条 嘉麻市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の施設整備に関し、必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市学校施設整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、嘉麻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

(1) 学校施設整備に関する事項

(2) その他学校施設整備に関し、教育委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者 1人以内

(2) 保護者の代表者 5人以内

(3) 学校の代表者 2人以内

(4) 公共的団体が推薦する者 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問等に係る事務が終了するまでの間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、審議会の運営に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉麻市学校施設整備審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市学校施設整備審議会条例（平成29年嘉麻市条例第33号）第7条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成22年嘉麻市告示第131号）に定めるもののほか、嘉麻市学校施設整備審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又はともに欠けたときは、教育委員会が会議を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

（嘉麻市学校施設整備審議会条例施行規則の廃止）

2 嘉麻市学校施設整備審議会条例施行規則（平成30年嘉麻市教育委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前旧規則によってした行為は、この規則によるものとみなす。

学校施設整備基本計画（改訂版）策定までの経緯

平成30年1月

学校施設整備審議会の開催

第1回：平成30年1月25日（諮詢：施設整備計画について）

第2回：平成30年2月 8日（施設整備の方法について）

第3回：平成30年2月28日（施設整備の方法・優先度について）

第4回：平成30年3月14日（施設整備の優先度について）

第5回：平成30年3月22日（答申＜参考1＞）

平成30年5月

学校施設整備基本計画（改訂版）（案）のパブリックコメント実施
平成30年5月1日から平成30年5月31日まで

平成30年6月

学校施設整備基本計画（改訂版）＜参考2＞
平成30年6月5日 教育委員会にて議決

施設整備の方法

現中学校区を基本校区として小中学校が日常的に連携した学校運営が可能となる『**小中施設一体型校舎**』を整備し、小中連携教育を更に推進する。

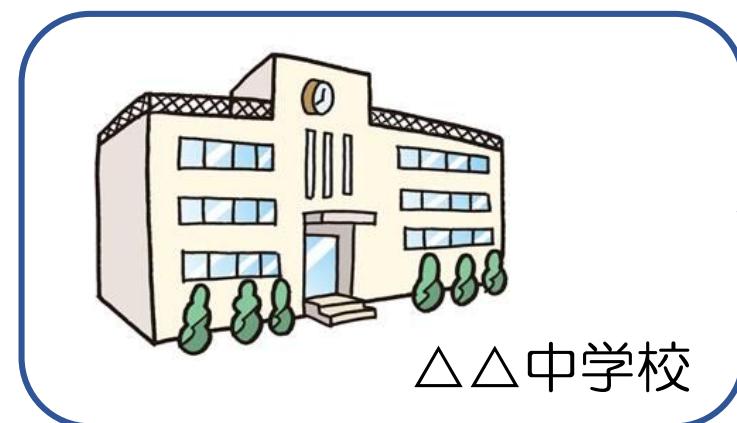
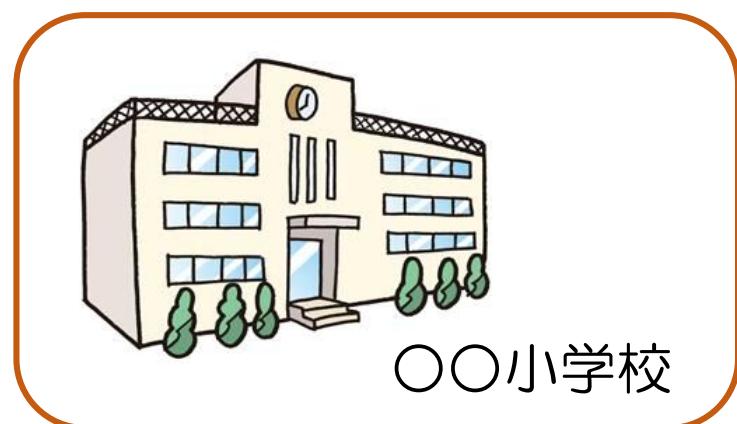
施設整備の優先度

碓井中学校区→稻築中学校区→稻築東中学校区
⇒山田中学校区⇒嘉穂中学校区

小中施設一型校舎とは

施設一体型：小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されているもの
(校舎が廊下等で繋がっているものを含む)

既存学校施設



目指す学校施設

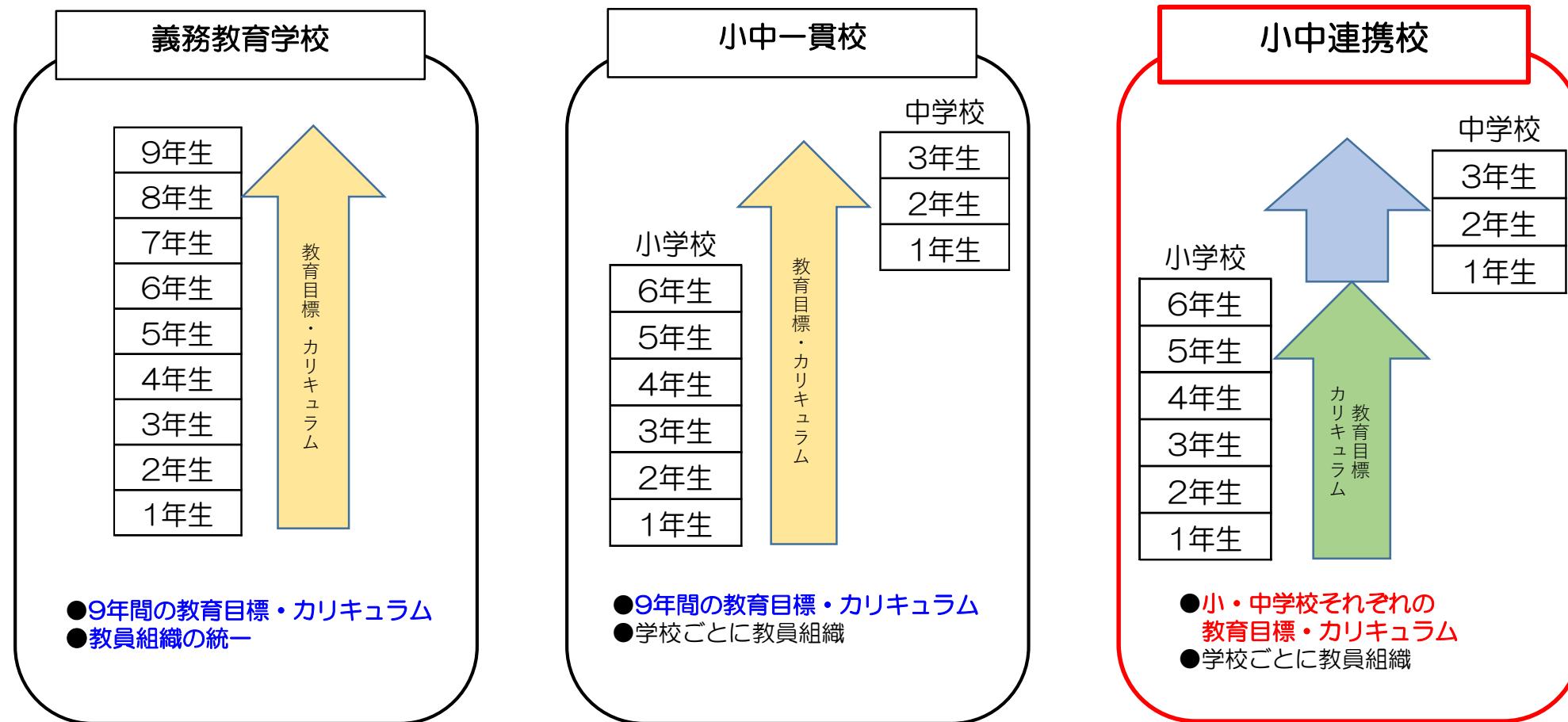


既存の小学校又は中学校の敷地を活用し、小学校と中学校を
一体校舎として整備します。
校舎内部は、小学校部分・中学校部分・共有部分（職員室や
特別教室など）で構成します。

教育の方向性とは

小中一貫教育の制度について

- 義務教育学校：一人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を実施する学校
- 小中一貫校：独立した小学校・中学校が義務教育学校に準じた形で、9年間一貫したカリキュラムにより教育を実施する学校
- 小中連携校：独立した小学校・中学校を維持しながら、教育活動の一部について連携した教育を実施する学校



嘉麻市の目指す施設整備と教育 ⇒ 『施設一体型小中連携校』

平成30年度スケジュール（案）について

平成30年7月
～
平成30年8月

学校施設整備審議会の開催（4回程度を予定）
第1回：平成30年7月 5日
（諮問：施設整備基本方針（案）について）
第2回：平成30年7月19日（審議）
第3回：平成30年8月 2日（審議）
第4回：平成30年8月24日（答申）

平成30年9月
～
平成31年3月

校区別学校施設整備基本計画の策定（碓井中学校区・稻築中学校区）
校区別学校施設整備協議会（仮）において、
校区別学校施設整備基本計画の内容について協議を行う。
(9月議会に協議会条例を上程予定)

<協議の主な内容>

- ・建設予定地について
- ・施設配置について（敷地内動線など）
- ・空間計画、平面計画について（ゾーニング）
- ・施設の仕様及び必要機能について
- ・教育面にかかる課題点の整理について などを予定

